

査報告とおり可決された。今日の動議が提出されたが、本動議のとおり決することにお異議ありませんか。

議長（末次性男君）　この建議はしと認めます。　よつて議案が大方
に可決されよう。　この建議はしと認めます。　よつて議案が大方
に可決されよう。

議長（米次陸男君）日様方（議長方）大々三号 福生市都市公園
条例を議題といたします。

(建設委員長伊東忠次郎君登壇)

議案審查報告書朗讀）別添參照

福生市議会

審議の冒頭において理事者側より議案の訂正の申し入れがあり、その内容はずでに承認さるゝたとなり、条例中「イ」三条の委任で、「必要なる事項は規則で定める。」となつてゐるのを、他の条例と同様に「市」の文字を入れ、「市規則」で定めるといふことに統一しようとすゝるもので、事情は了解し、委員
会としてはこれを承し、本条例を審査いたしまゝした。

なる、こゝで新たに都市公園法に基づき条例を制定し、公園の
 運営をほかつていこうということから提案を小たもので、福生市の場
 合はすでに緑地公園内にある市民プールおよび牛浜、加美子の
 野球場については別に使用条例があり、この条例適用から除
 外しようとするものである。また都市計画で指定している神明神

南の公園については補正で一千三百七十九万円の整備工事費を計上したが、南公園は都市公園法に規定する一般に供す

ふたりの施設は完備されていないので別表には入れていない。熊川公園については都市公園法からいいますと、指定された面積の二〇パーセントは建造物は建てられないが、公園内には明神会館もあり二〇パーセント以上になっている。熊川神社側との協定書は特に期間の明記はなし、公園の造成が完了した時点で新たに話し合うということになります。本条例の施行にあたっては各公園に制限、禁止の内容は掲げたいと思う。

以上のようは説明および答弁がなされ、また熊川神社との協定書については早急に話し合いをしていただきたいとの意見を述べ、当委員会といたしましては原案とおり可決と決定した次第でございます。

真実なるご審議をいただき委員会決定とおりご可決くださることをお願いいたします。補足説明といたします。

議長（末次隆男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

○四番（小松暢吉君） ただいま行なわれました建設委員長長の審査

報告に対して伺いたします。

別表の公園のうち熊川公園につきまして本条例に該当するところが適当ではないと心配される面が数多くあるわけでございますけれども、建設委員会の審議内容についてもう少し明解なご解答をいただきたいと思っております。

○建設委員長（伊東中心次郎君） ただいまの小松議員からのご質問でございますが、いま小松議員が申されたとおり、確かに載せるのはどうかという疑問が多ございます。と申しあげますのは、熊川神社はご承知のように熊川神社の土地の所有でございます。施設は現在所収当時協定をかわしまして六百平方メートルばかりの施設費を出しております。その後管理その他はほとんど見ていないような現状のようでございます。その意味では先ほど報告したとおり、熊川神社との協定書については早急に話し合いをしていただきたい旨の苦心見を付しております。

私、建設委員長といたしましても神社側とよくお話しいたしました。両者の納得のいくような方向でこの点を解決していきたいと

かように思っております。

○四番（小松暢吾君）協定の内容については明細に契約がなされておると思っております。今後この公園の問題につきましても慎重に委員会としても検討をしていただきたいという考えでございます。質問を終わります。

○ニイス番（後野鉄之助君）建設委員長に御尋ねいたします。

この熊川公園の問題は確かにいま小松議員より質問されたとおり私も疑念をもっております。

こういうようなことが敷地の中において条文がある程度かゆされていたが、これができ上がった時点でこれをまたあらためてやるということになるのですけれども、ぬれぬれといたしましては、ここにおまゝして一応これを削除するという形が出てくると願っております。と思っております。そういう点についてもう少し明確にしておいてもいいのではないかと思っております。内容は私も知らないわけではございませんので、そういう点についてここに明記されたものがある程度の委員長報告によつてこれが通った場合、これを削除することはかなり

まずかーい問題が起さるのではないかと、そういう点について伺いたいと思っております。

○建設委員長（伊東中次郎君）後野議員のご質問にお答えいたします。

確かに、ごもっともなご質問でございますが、その点については委員会でも相当意見が出たわけでございますが、いずれにしても一番最初の議案訂正のときに申しあげたとおり、理事者の手を離れて議案に渡りますとなかば削除するのがたいへんでございまして、時にこの問題も、理事者側の調査（予定によつて提案されたというふうに私も思っております）で、提案された改正はまた理事者も考えていきたいということでございますし、また建設委員会といたしましても、先ほど申しあげたとおり、神社側としても相当な言い分がございまして、その善悪心に沿つたようは解決方法もまた議会にお願いするようになるかも知れません。そのときは如何と云ふうにお願いたします。

○ニイス番（後野鉄之助君）一応いまの委員長報告によつて委員会も極

めてこの問題については相当審議されたものと思ひます。これを私はある程度うけいまして、今後是非、理事者にもよりよくお考えいただきまして、善処されまうことをご要望申しあげまして、私の質問を終わります。

○ハイム番（岩田博君）建設委員の一人としてご要望申しあげておきます。あまりにも理事者は簡単に議案を出したり引っこ込めたりするので、これは今後の戒めのために申しあげておくのであります。お願いいたします。

議長（米次性男君）以上で質疑を終ります。

○田村市郎君（田村市郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十三号については委員会報告により決定されんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君）おほかりいたします。ただいま田村市郎君から

所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本

動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（米次性男君）ご異議なしと認めます。よって議案第六十三号

福生市都市公園条例は委員会審査報告により可決されました。

議長（米次性男君）日旗ヤシ議案第六十五号昭和四十六年度福生市

（一般会計補正予算（第一号））を議題といたします。

本案については次の委員会に審査（を）討論してありますので委員長から順次報告を願います。

まず総務委員長 森田秀雄君

（総務委員長 森田秀雄君登壇）

○総務委員長（森田秀雄君）審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）別添参照。

続きまして、本案に対する補足説明を申しあげます。

まず第一号支出に付いて、最初に第一号について理事者の説

明を求め質疑を行なうた。

まず入について交通基金対策特別交付金千六万余円は、交通反則金、地方交付税清掃費配分金千五百万円は、西の摩衛生組合の百五十トンのじん芥処理施設に對して交付されるもので、所在地の瑞穂町から入るものである。工場認可手数料三万円は、都条例による公害関係の手数料で一軒一円の千軒分である。国庫負担金に於いて七百五十万円は、生活保護など社会福祉関係の千分の八の負担金である。国庫補助金に百五十万七千円は、青森線と心火踏切改良事業の三分の一の補助金であります。防火貯水槽の五万円の減は、申請件数の増加により充足率に及ぶものとなり、今回は対象外とされたためであります。教育費に於いては、千六の補助金決定額による差額を計上したもので、合わせて百九十二万余円の増額ということとす。民営費部負担金は、市制以前は民生委員の旅費等に對しては都が直接支給していたが、市に於いて支給する

ことになったための六十一万円は七十九万余円の増となったものであります。

都補助金は市所収振興交付金の単価改正による二ヶ七十一万余円の増、市道六六号、三二七号線の舗装補助であります。交通基金施設等整備事業の五十二万余円の減、防火貯水槽新設事業補助は、都の基準単価増額によるものであり、千六小学校プール新設工事補助は百八万円、青少年対策事業費は三分の一の補助率で一千万円、都委託金は農業経営基盤調査費が、当市は調査指定からはずされたため八万余円の減、繰越金はほぼ決算数値の確定に及ぶ四ヶ三百八万余円、繰入として三ヶ五百万円、市債五千万円、これは千六小学校増築事業費、飯沼市民体育館建設費であります。収益事業収入として競輪配分金一億二千万円で総額三億百十八万六千円の補正額となったわけであります。

以上の説明のうち質疑に入りまうた。

まず、当初に教育館施設建設費に関連して、西の摩河原公

共用地五万平方メートル中約一万平方メートル使われるが、残りの共用地の計画等について賛成があり四万九千三百八十二平方メートル中、小学校一万五千七百九十八平方メートル、中学校一万七千六百六十六平方メートル、給食センター三千平方メートル、体育館六千六百平方メートルとなり、減歩は約二〇%となり、三千三百平方メートル程度不足する。その分は公共用地としての買戻しではなく一級価格で買上げることとなる。今後の市税の伸び率についての数字はどうか。――に對しては三千万円程度あると伺う。総体の税収としてはまだあるが、今回計上できなかった理由については、人事院勧告、高工会補助、保育園、南苑基金等があり保留財源としてある。人事院の勧告の時期は、国および都府県との関係があり早くとも一月の末になる。地方交付税清算費配分金は表は羽村町であるが、――との意見に對して、羽村町は米交付団体となつてゐるため所在地の瑞穂所からの配分となる。委員の一人より税収取立は全体的に反対であるということがありました。総額

十七億に近い予算となつた。予算計のたて方もまずかゝると伺つたが、執行残については十分に注意をされた、との意見が述べられ、統一税に對し理事者の説明を求めました。

各款にわたつての報酬、費用弁償、給与等による人件費の増額、総務費のうち一般管理費で十月から消通は職員一人お二小中学校の警備員一人を配置して行なうため四千万円の消通が当り減、庁舎関係で八庁舎増築委託料、八庁舎前に風除雪工事、火災報知装置関係工事、八庁舎からふき板りの部分を改造して使用するための工事、暖房施設など工事費。文書台広敷費の市の分、市の花選定審議会本部員の謝礼十一万五千円の減は、今回の条例により報酬に組むことのめである。財産管理費の都市計画街路二・二一号線移転補償料は、お二小中学校にある所設住宅の分である。諸費のうち市内幼稚園児補助金は一人の一人二百円で六月分を計上した。消防費は無線機、防災服購入代、緊急放送機設備工事として福祉会館屋上、お二小中学校屋上に拡声機

へ基分の取り上げ、福祉地区消防組合負担金として瑞穂出張所建設費の差額を追加した。教育費は特殊学級発足のための若干の経費。小中学校費においていなか雨用として一枚百本あての雨がさく。各中学校の万年べい、更衣室、放送用、四小空調関係、二小警備備委託料、お六小、家政屋内運動場の放送設備、備品の購入、二小の障子、スチール備品購入代などあります。社会教育費においては、木タル保護のための文化財保護委託料、南田地の図書館貸借と料、福祉社会館内図書と、書庫を購入し、南田地図書館に貸し出すための購入費、―――などの説明がなされ質疑に入りまりました。

活発な質疑がなされましたが、その答弁の内容は内容を簡単に申しあげますと、このたびの給食改訂についてはお六小は高く、新市五小に合わせるための初任給基準を引き上げると、その調整で五小アップになる。自転車排気が久防止器の取り付けは十分なものでないが、少なくとも排気が久を多少でも少なく

するように取り付けらるものである。雨がその貸し出しは非常によいことであり長靴についても考慮された。一市の体育館の補修工事は少額のもので済まず、今回は体育館のネットの改良工事もある。南田地の読書会への図書、書庫の貸し出しについては原則的には福祉社会館内の図書館に購入し、一定期間貸し出すものである。南、加美平田地以外に読書会として一定の場所に集まるところはない。請願、陳情があったためで、どこにおいてもそのような方針でいきたい。お六小舎の改訂については、本来青年団等の集会所として造ったものであるが、現在は青年団協議会などサークル活動の会所に変わっている。市内幼稚園補助に對する二百万の補助については二百万にされたことの要望もあったが、本年度はそのままでして来年度より五百万、その他の園児に對しては二百万として検討していきたいと公認、非公認を問わず補助していきたいという意見がありました。お六小、市の花選定審議会は、すでに数種に決まり、投票により決め、答申されるものという。





と小を公費施設に記念として植え、心算による当選者、ふくみ、茂見に対しては配布し、各学校にも植樹して緑地の促進をはかりたいと思つた、これらは費用の関係もありますので、逐次やつていきたいと思つた。赤色回転灯設置については、信号機の置き方までの暫くは措置として、急危険は箇所は優先してつきたい。特殊等級の開設については準備の段階で、父兄を呼び講師を招いて研究を進めていきたい。―――などの答弁があった。のち原案をほかったところ、委員中より、収益事業には反対との発言があったため起立採決をいたしましたところ、賛成多数、反対へは原案どおり可決することに決定をいたしました。

なお、欠席者が一名ありましたことをつりかえを申しあげておきたいと思つた。

慎重に審議をくだされご可決くださるようお願いいたします。

議長(永次郎四郎) 次に建設委員長 伊東忠次郎君



(建設委員長 伊東忠次郎君登壇)

建設委員長(伊東忠次郎君) 審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお、本予算につきまして補正して説明させていただきます。

審議順序といたしまして建設課 都市計画課 経常課

の順で行ない、冒頭に都市計画課及び公園費の説明で(南

公園整備工事とばかりしているのを、福生緑地(仮称南公園)整備工事

事として訂正したうえで審議したことを申し添えておきます。

まず建設課関係では、労働費は矢野関係職員の人件費、

主不費において職員の人件費の外、中福生から幸楽園下まで

の下の勾配せつ工業、着換線の志茂踏切が危険であるの

で国庫補助を得て、四メートルのウチ七メートルに拡張するための

国鉄への委託料、また市道改良工事六千六百五十万の内について

では、舗装バウ道路線について七百五十万、排水、側溝関係バ

ウチ所の六百五十万の内という内訳であるが、これら施行場所につ

いてはご配付されております国庫をどうか参考にしていただきたいと思つ



ます。国庫に人あし入つておりますので、細部を省略させていただきます。
 だきます。このほか都の補助と交通安全会施設工事等について、
 費においては合計九千四百五十万六千円の補正となっている。また都
 市計画費においては、人件費の補正のほか、福生駅東部開発のP
 R誌を土地地区画整理協会に依頼していたが、最近京真へのリ
 カラーPR誌ができ、このほうが見やすく理解していただけるのでは
 ないかと思う。一冊三千円ぐらいですが、今後数回流用等をえん
 市内各々に配布したいと思う。都市下水路費においては水質
 検査所を二ヶ所増設する事業費で建設し、十月より業務所に入
 る予定であるための青森、羽村、福生地区都市下水路組
 合の負担金増、公園費においては牛久保公園内便所の修繕
 費のほか、公園除草委託料六百五十万円の減は、いままです
 市計画でやうに除草を衛生課で行なうことになったためのもので
 ある。また都の補助金一ヶ所増設を予定し、合計一ヶ所三百七十万
 円をもつて福生緑地の南公園を整備しようとするもので、将来こ
 の中にはサイクリング道や広場、バレーコート、野球場、二百メー



トルの陸上競技場等を設置したいと思う。
 なお、福生公園の整備工事は現在半分ぐらい終り工期は十月
 いっぱいとなっている。
 基地排水関係においては、当初国鉄に委託して延長二ヶ所メートル
 の工事を行なう予定だったが、国鉄側より急ぎ施行してもらうとい
 うので申し入れがあったため、工事請負費を認め受けたことによる
 委託料一ヶ所八万円の減と工事請負費においてそのため八百イ
 万円を補正し、当初予算と合わせ二ヶ所四百五十万円で銀座通り
 から国鉄横断工事を行なうとするものである。補償、補てん
 費では、地下の電話ケーブル、ガス管等の施設料が二百五十万
 円、以上の都市計画費が一ヶ所四百五十万五千円の補正となってい
 る。次に統計調査費においては、職員の人件費補正のほか、
 指定統計である全国物価統計調査および六月三十一日現在で
 行なう工業実態基本調査（員）の報酬金および一般消耗品の
 補正、農業経営基本調査は、本年度は中止するため減
 農業費においては委員の報酬および職員の人件費補正が主で

百円大五ヶ円。高工費では、人件費の補正のほか、振興費として商業施設造成診断書の印刷代、消費生活資料印刷代等と同計百九十九ヶ円を補正しようとするものである。——
このような説明があり、ついで各委員から質疑応答がかわされ、その主な答弁内容は補助道へ歩道の整備については防衛補助が百円につき、本年度において砂川分水までの舗装を行ない、その先三百メートルぐらひは西武側で舗装して市に寄附をしていふことになっている。中矢幹線の排水工事は、なお施行するとしても業者は国鉄の指定する業者に委託することになるものと思う。現在までの市道の延長は千九百七十五メートル、面積にして六ヶ九ヶ六百九十一平方メートル、舗装率は五十七パーセントになっている。道路整備の概算も、カッターで石岩機等を今後揃えて、市で直接工事をやるようにしていきたいと思う。お五小學校の取り付く道路についても考慮願いたい等の意見がよされたのち、当委員会に付託された所管について採決いたしましたところ全会一致、原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

慎重なご審議をいただき、委員会決定とおりご可決くださることをお願いいたします。補足説明といたします。

議長（末次性男君） 現在委員長が審査報告中でありますが、これより午後一時まで休憩をいたします。

午後一時五十八分 休憩

午後一時 開議

議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に厚生委員長 岡本吉君

（厚生委員長 岡本吉君登壇）

厚生委員長（岡本吉君） 審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

ただいま申しあげました議案が六五号、本議案の概要について補足説明を行います。

本補正予算書の審議にあたっては、各課所管の項目について